

監事監査報告書

2024年5月25日

学校法人 大阪聖マリア学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 大阪聖マリア学園

監事 高橋 郁夫

監事 森口 一司

私たちは、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人大阪聖マリア学園の2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行ないました。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人大阪聖マリア学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上